

## 第4 海外調査報告

### 1 対象地域

平成19年度の検証調査の海外調査については、対象地域をガイドラインに基づく輸入実績があり相手側の協力が得られる地域を基準に検討した。その結果18年度の国際セミナー「違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京-日本の木材調達政策に対する世界の対応-」（2007年2月）で報告のあった7地域のうち輸出実績のある、①インドネシア Hadi Daryant 林業省生産管理総局総務局長 B R I K、②マレーシアサラワク州 Datu Hadi Len Talif Salleh サラワク木材産業開発公社（S T I D C）会長 S T I D C 木材証明システムについて、調査対象とすることとした。

### 2 実施方法

12月に行われた国際セミナー「違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in 横浜-信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-」の機会に報告をもとめ、議論をするとともに検討を加えた。

### 3 インドネシアB R I K

#### （1）インドネシア側の報告

違法伐採対策推進国際セミナー合法木材に関する小セミナー

ジャンセン・タケタシック、

ジミー・プルウォネゴロ

日付：2007年12月3日

場所：横浜市、パシフィコ横浜

インドネシア林業省生産総局林産物管理マーケティング局産業執行部長ジャンセン・タケタシック氏：違法伐採を取り締まり合法産地からの木材供給を確保することは、インドネシアの国家的目標です。インドネシアには、すべての丸太と加工木材製品に、インボイス、合法性を証明する文書、および原産地証明を添付すること、と定めた林業省令があります。そして、林業省から州レベルまで、第一次木材産業から第二次木材産業へ、そして完成品の国外輸出へという木材の流れを追跡するスキームがあります。

インドネシア木材産業活性化機構（BR IK）副局長ジミー・プルウォネゴロ氏： BR IKの使命は3点あります。まず、インドネシア政府と産業界の間の理解を深めること、第二に、合法的産地からの木材取引を通して国家資源を豊かにすること、そして、第三に、国際社会の観点からインドネシア林業の評判を向上することです。

そのために念入りに練られた行動ネットワークを敷いており、その第一がBR IKによる証明・承認制度です。輸出者には文書で原材料の原産地を証明する義務があり、購入者・顧客はBR IKの申請手続きにウェブ上でアクセスすることができます。

インドネシアの木材は様々な産地から供給されており、自生林産とは限らず、また、輸入原材も含まれます。パネルおよび木製品の輸出量はBR IKの対策の結果減少しました。例えば、インドネシアから日本への合板輸出は下降傾向にあります。

森林破壊は、その大部分が国内の違法伐採業者に起因します。BR IKは、林業省、産業省、貿易省および独立検査員の合同チームによる抜き打ちの現場査察を行っています。現時点で、総数4,000の登録林産加工品輸出業者（ETPIK）のうち、最低でも2,000業者がBR IK認証を取得しています。

重要なことは、BR IKがインドネシア税関と緊密な関係を維持していることです。税関は大量の違法・密輸原材料を没収してきました。違法木材、森林破壊、そして持続可能性に関するこれまでのインドネシアの実績は世界を失望させるものでしたが、林業省は前進を続けており、国際的支援をお願いしたいと思います。

## （2）質疑応答

質問者1：インドネシアでは、Timber Legality Assurance Systemが開発されていると聞いています。このシステムが完成すれば、今お話があった問題の解決につながっていくのではないかと思います。TLASについてご説明をいただけますか。

プルウォネゴロ氏：はい。合意に関する大きな問題は、それが世界的なものではないということです。実際には、すべての木材輸出企業を対象とする基準があるべきです。

### (3) 考察

BRIC の信頼性については議論が分かれるところであるが、違法伐採問題に正面から取り組んでいるインドネシア政府が関与して、現時点で対外的な合法性証明のシステムとして機能していると判断する。しかしながら、最終加工産業より上流のサプライチェーンにおける木材移動の整合性についてBRICにおいては確認されてない部分もあることから、合法性を担保する範囲には限界があることに留意する必要がある。

## 4 マレーシアサラワク州STIDC

### (1) マレーシア側の報告

違法伐採対策推進国際セミナー合法木材に関する小セミナー

ムハマド・ヒンリ・アブドゥラー

日付：2007年12月3日

場所：横浜市、パシフィコ横浜

マレーシア、サラワク木材産業開発公社保護及び執行担当部長ムハマド・ヒンリ・アブドゥラー氏：サラワク木材産業開発公社（STIDC）は、マレーシアの木材貿易を管理する三つの政府機関のうちの一つで、その使命は木材産業を拡大し、森林資源を保全することです。

マレーシアでは、合板輸出が増加する一方、丸太の輸出は下降しています。実際日本がサラワク産の合板の最大の購入者であり、サラワク州政府は森林破壊を食い止め持続可能な材木供給を確立するために、民間部門との協調を強めていく意向です。

COCは、サラワクの木材産業を取り巻く法的枠組みの基盤となっています。マレーシア産の丸太を監視、検査、検証する多段階的システムで、輸出材の合法性には自信を持っています。我々は輸出許可証を発行し、日本の購入者が要求する丸太の記録文書に許可証を添付しています。

一部の例外を除き、マレーシアはインドネシアからの丸太の輸入を禁止しており、輸入の丸太を加工せずに再輸出することも禁止しています。輸入された丸太はマレーシア産の丸太との混合を防ぐため、多くの検査を通過することが義務付けられています。私の任務の一部としてインドネシアからの材木輸入の一部を扱っていますが、この輸入は厳しいサイズ制限を守り、指定された5か所

の検査ポイントを通して到着しなければなりません。

サラワク州政府は、現行のCOC制度を評価・強化するために外部機関に業務を委託しています。違法木材の共通の定義はありませんが、サラワク州では、ライセンスのない森林伐採、ロイヤルティ料の支払い不履行、必須書類のない輸出入、STIDCへの未登録が違法の定義となっています。サラワク州政府は違反者に対し罰則を設けていますが、犯罪行為の大半は、「大手犯罪組織」が欲得づくで、組織的に行っています。警察と軍を頼りに、このような大規模で国際的な違法伐採者を取り締まっています。

## (2) 質疑応答

質問者1：2点質問があります。1点は、発表の中で、製材用の輸入丸太はこういった手続きで輸入されるとの説明がありました。日本は、合板を多く輸入していますが、合板用に使われる輸入の丸太はありますか。あるとすれば、その手続きは製材用の丸太と同じように行われていますか。2点目は、森林認証のフォレスト・マネジメントやCOCはマレーシア、特にサラワクでは多くないはずですが、日本のグリーン調達の合法性の要求によって、こういった森林認証の木材が増えるのでしょうか。

アブドゥラー氏：インドネシアからの木材はインドネシア独自のCOC認証が付いていますので、輸入地点から製材所まで丸太の原産地を把握しています。

司会者：手続きは同じということですね。それでは2番目の質問の回答はいかがでしょうか。

アブドゥラー氏：木材証明の法的システムについては長年の実績があり自信を持っています。政府は違法行為を行う者には厳正に処し、軍の行動は完全な透明性を確保しています。

質問者2：インドネシアからの丸太と材木の輸入について、明確にしてくださいますか。マレーシア政府とインドネシア政府の記録している材木輸出入統計には数値の食い違いがあるのですが。

アブドゥラー氏：インドネシアの西カリマンタン州と固有の合意を締結しています。両洲政府は経済および安全保障上の行動を調整するために、毎年、会議を持っています。ご指摘の数字の食い違いは、その他の各州からの統計を収集する際に生じたと思われる。

### (3) 考察

STIDCのCOCシステムを始めとしたサラワク州の木材管理システムは、輸出物件についてその起源を小班単位までたどれるトレーサビリティを確保することができている。このシステムの上に構築されている合法性証明システムは概ね信頼出来るといえる。

サラワク州では少数民族と政府の間で土地の管理権限を巡る紛争がおきており、持続可能性という尺度で考えた場合問題が残っている。また、インドネシアーマレーシア間国境沿いの密輸も依然続いており、制度の信頼性向上のためにも引き続き留意する必要がある。

林野庁補助事業

合法性・持続可能性証明システム検証事業  
報告書

2008年(平成20年)3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6階

TEL:03-3580-3215 FAX:03-3580-3226

URL: <http://www.zenmoku.jp>